

361. 電気事故の種類

電気事故の種類

①感電または破損事故や電気工作物の誤操作等により人が死傷した事故:充電している電気工作物や、それらの漏電または誘導によって充電している工作物に人が触れる事などによる感電や破損事故によって人が死傷した場合、及び電気工作物の誤操作や電気工作物を操作しない事によって人が死傷した事故。傷は治療のために病院や診療所に入院した場合が報告対象となる ※破損事故:電気工作物が変形、損傷もしくは破壊、火災、絶縁劣化、絶縁破壊が原因となって、直ちに運転が停止したり、運転を停止しなければならなくなる事、またはその使用が不可能になったり、使用を中止する事をいう(以下同じ) ②公共の財産に被害を与えたり、社会に影響を及ぼした事故:破損事故や電気工作物の誤操作、もしくは電気工作物を操作しない事により、公共の財産に被害を与え、道路、公園、学校などをはじめとした公共の用に供する施設や工作物などの使用を不可能にさせた事故、または社会的に影響を及ぼした事故 ③電気火災事故:電線路、電気機械器具、配線などに漏電、短絡、せん絡などの電氣的異常状態が発生し、その時の発熱、発火が原因で建造物、車両、その他の工作物、山林などに火災を起こした事故。電熱器などの取扱い不注意からの火災は、電氣的異常から発生したものでないため、含まれない。電気工作物自体の火災も含まれない ④主要電気工作物の破損事故:電気関係報告規則第1条第2項第一号に定める主要工作物の破損事故。例えば需要設備であれば、遮断器(受電電圧1万V以上)、変圧器、周波数変換器、整流機器、調相機、分路リアクトル(電圧1万V以上で容量が1万kV・A以上のもの)、電力用コンデンサ(電圧1万V以上で、上記変圧器などの容量が1万kV・A以上のものに属している場合)、電線、ケーブル、支持物(電圧5万V以上の電線路) ⑤電気事業者に供給支障を発生させた事故:一般電気事業用または特定電気事業用の電気工作物と電氣的に接続されている電圧3000V以上の自家用電気工作物の破損事故、誤操作、操作しない事により一般電気事業者または特定電気事業者に供給支障事故を発生させた事故 ⑥ダムによって貯留された流水が異常放流された事故:ダムによって貯留された流水が、そのダムの洪水吐から異常に放流された事故

